

留萌商工会議所 デジタルサイネージモニター貸出要領

(目 的)

第1条 この要領は、会員事業所（以下「会員」という。）の生産性の向上を図るため、留萌商工会議所（以下「商工会議所」という。）が所管するデジタルサイネージモニター（以下「備品」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 前条の備品の貸出しは、商工会議所の会員が使用する場合に行うものとする。ただし、会頭が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸出申請)

第3条 備品の貸出しを受けようとする者（以下「借受者」という。）は、あらかじめ、借用申請書（別記様式）を提出するものとする。但し、貸出を希望する会員は貸出を受けようとする日の1週間前までに借用申請書を商工会議所まで提出するものとする。

(貸出期間)

第4条 備品の貸出期間は、5日以内を原則とする。ただし、会頭が特に必要と認めた場合は、この限りでない。その場合、事前にいつ返却するかを明確にしておく。

(使 用 料)

第5条 備品の使用料は、無料とする。

(引渡し及び返却)

第6条 備品の引渡しおよび返却は、借受者の負担のもと、商工会議所が指定した期日および場所で行うものとする。

(借受者の遵守事項)

第7条 備品の使用に際し、借受者に生じた損害または第三者に及ぼした損害は、借受者の責任においてその賠償を行う。

2 借受者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 備品の使用において、滅失、破損若しくは故障を生じたときは、借受者の負担においてこれを補てんし、または修理しなければならない。

ただし、天災、その他借受者にその責がないと認められる場合は、この限りではない。

- (2) 備品に故障が生じた場合には、その旨を商工会議所に連絡し、速やかに返却しなければならない。
- (3) 借用の目的以外に使用し、または使用の権利を他に譲渡もしくは転貸してはならない。
- (4) 備品の使用に際し、常に安全に努めなければならない。
- (5) 備品の使用に際して、借受者の負担において必要に応じて傷害保険、賠償責任保険等に加入しなければならない。

(貸出停止)

第8条 会頭は、借受者が前条第1項各号に掲げている事項に違反していると認めた場合は、備品の貸出停止または返却を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、備品の貸出しに関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年8月1日から施行する。